



疑問にお答えします

シリーズ N04



☆お給料の手取額って、いくらぐらい？

求人票に出ている毎月の賃金は、いわゆる「総支給額」といって、税金や保険料などが引かれる前の金額です。自分に支給される（振り込まれる）実際の金額は「手取額」といって、税金などの控除額が差し引かれた後の金額になります。

ここに、社会保険に加入している大阪府（市）の一般的な企業のケースについて、基本支給額に対するおおよその保険料の控除額と所得税や住民税などの控除を例示しておりますので、参考としてください。

なお、求人票に出ている賃金額は、「交通費」（通勤手当）を含んでいません。手取額は別途支給される交通費の額によっても変動します。

○保険料の控除

毎月の賃金 (求人票の金額)	控除される金額				保険料控除合計額 <small>※小数点以下の控除方法により変動</small>
	雇用保険 4/1000	健康保険 50.35/1000	介護保険 7.9/1000	厚生年金 90.91/1000	
160,000 円	640 円	8,056.0 _※ 円	1,264 円	14,545.6 _※ 円	24,505.6 _※ 円
180,000 円	720 円	9,063.0 _※ 円	1,422 円	16,363.8 _※ 円	27,568.8 _※ 円
200,000 円	800 円	10,070.0 _※ 円	1,580 円	18,182.0 _※ 円	30,632.0 _※ 円
220,000 円	880 円	11,077.0 _※ 円	1,738 円	20,000.2 _※ 円	33,695.2 _※ 円
240,000 円	960 円	12,084.0 _※ 円	1,896 円	21,818.4 _※ 円	36,758.4 _※ 円

※ 1円未満の端数について、被保険者負担分を事業主が給与から控除する場合は 50 銭以下切り捨て、被保険者が事業主へ直接現金で被保険者負担分を支払う場合は 50 銭以上切り上げとなります。ただし事業主と被保険者の間で特約がある場合はその特約に基づいた端数処理をすることができます。

※ 各種料率につきましては、地域等の条件によって変更となります。詳しくは各担当にお問い合わせください。

- 介護保険料は、40歳以上65歳未満の方が対象です。
- 労災保険は、全額事業主負担です。

○その他の控除 ※賞与・扶養家族、地域など条件によって変更となります。

所得税＝16万円の給与の場合、3,300円ぐらい
(詳しくは、もよりの税務署にお問い合わせ下さい)

住民税＝16万円の給与の場合、7,000円ぐらい
(詳しくは、もよりの市区町村にお問い合わせ下さい)

